

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）建設工事執行規程（以下「執行規程」という。）第2条に規定する工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第3条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、執行規程第7条の2の調査基準価格をいう。

2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。

3 この要綱において「低価格入札者」とは低価格入札を行った者をいう。

### (適用対象)

第3条 すべての工事に係る競争入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によって落札者を決定することがあるものとして行う。

## 第2章 入札手続き等

### (調査基準価格の決定等)

第4条 契約担当職員（企業団契約規程第2条第1項の契約担当職員をいう。）並びにその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」という。）は、前条に規定する工事に係る契約について、予定価格の100分の82以上100分の90以下の範囲内で、その都度、調査基準価格を決定する。

2 前項の調査基準価格の額は、予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数は切り捨てる。）、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

3 契約担当職員等は、予定価格調書の入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を「調査基準価格の税抜額〇〇円」と記載する。

### (入札参加者への周知)

第5条 企業団入札執行要綱第3条に規定する入札執行者は（以下「入札執行者」とい

う。)は、入札公告又は入札条件等に、次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知する。

- (1) 第10条に定める低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときの措置の概要
- (2) 調査基準価格が設けられている旨
- (3) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知をする旨
- (4) 低価格入札者が前号の調査に協力すべき旨
- (5) 低価格入札者は、別記1「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ、落札者とならない旨

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

2 入札執行者は、前項の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、地方自治法施行令第167条の8第1項後段（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、次の各号の区分に従い当該各号に定める内容の宣言をしなければならない。

- (1) 一般競争入札「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」
- (2) 指名競争入札「地方自治法施行令第167条の13において準用する同令167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」

### 第3章 低入札価格調査

(調査の実施等)

第7条 契約担当職員等は、前条の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）について、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

2 低入札価格調査は次の手順で実施する。

- (1) 当該工事の請負対象設計金額（以下「設計金額」という。）が5億円未満の場合、別記1「適正な履行確保の基準」による「1数値的判断基準」を確認する。
- (2) 当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ第3項で定める重点的な調査（以下「重点調査」という。）の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合、契約担当職員等は、低価格入札者に対

し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。

この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日を除く。）以内を基本とする。

なお、資料等を提出しない場合及び提出された資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

(3) 当該工事の予定価格を入札執行前に公表かつ重点調査の場合、低価格入札者は資料等を入札期間内に契約担当職員等に提出する。

なお、提出された資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

(4) 重点調査の場合、低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。

なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。

(5) 契約担当職員等は、調査対象者の責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う場合がある。

(6) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認めるときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定する。

3 契約担当職員等は、次に掲げる調査対象者については、重点調査を実施する。

(1) 予定価格の100分の75を乗じて得た額（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数は切上げる）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した調査対象者

(2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である調査対象者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の競争入札である場合に、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である場合を含む。）

4 第2項第1号、第2号及び3号に規定する資料等については、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（提出様式1）
- (2) 当該価格で入札した理由（提出様式2）
- (3) 施工体制台帳・施工体系図（提出様式3・4）
- (4) 手持ち工事の状況（提出様式5・5の1）

- (5) 配置予定技術者等名簿（提出様式 6）
  - (6) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式 7）
  - (7) 手持ち資材の状況（提出様式 8）
  - (8) 資材購入先一覧（提出様式 9）
  - (9) 手持ち機械の状況（提出様式 10）
  - (10) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（提出様式 11・12）
  - (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式 13）
  - (12) 建設副産物の搬出地（提出様式 14）
  - (13) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 5 契約担当職員等は、別記 1「適正な履行確保基準」の「2 基本的判断基準」、企業団工事費内訳書取扱要領 7（1）及び（2）の事項を確認し、前項により提出された資料等がある場合は、次の内容を確認する。
- (1) 当該価格で入札した理由（提出様式 2）
    - 調査対象者が入札した価格で安全かつ良質な施工が可能であることを確認する。
  - (2) 施工体制台帳・施工体系図（提出様式 3・4）
    - 工事の施工にあたり、下請業者に請負わせることを予定している場合には、施工体制台帳（提出様式 3）及び施工体系図（提出様式 4）及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。建築工事及び設備工事にあつては、施工体制台帳及び施工体系図の提出を求め、発注者の積算に比し相当程度乖離しているなど必要と認められる場合は、その下請業者からの見積書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。
    - なお、次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。
      - ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
      - イ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
  - (3) 手持ち工事の状況（提出様式 5）
    - 対象工事現場附近における手持ち工事（提出様式 5）及び対象工事に関連する手持ち工事（提出様式 5 の 1）の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減について確認する。
  - (4) 配置予定技術者等名簿（提出様式 6）
    - 配置を予定する技術者等（監理技術者又は主任技術者、第 10 条第 1 項第 4 号に規定する技術者及び現場代理人をいう。）について、必要な資格を有することを確認し、また、低価格入札者との雇用関係を健康保険証等の写しにより確認する。
  - (5) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式 7）
    - ア 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節

減が可能かどうかを確認する。

イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(6) 手持ち資材の状況（提出様式 8）

手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格入札との関連性について確認する。

(7) 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係（提出様式 9）

使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

(8) 手持ち機械の状況（提出様式 10）

手持ち機械を使用するとしている場合は、保有を確認する。

手持ち機械の経費が、発注者の設計した金額に比し相当程度乖離していると認められる場合は、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告所における種別別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面などの提出を調査対象者に求め、当該金額の設定根拠を確認する。

(9) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（提出様式 11・12）

労務者の確保計画（提出様式 11）及び配置計画（提出様式 12）の面から、適切な施工が可能かを確認する。

(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式 13）

公告又は指名通知日から起算して過去 5 年間に、企業団発注工事において低価格入札による受注の実績があれば、工事成績評定点を確認する。

(11) 建設副産物の搬出地（提出様式 14）

ア 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が設計図書等に合致しているかを確認する。

イ 搬出予定地の作成した見積書等により、処理価格を確認する。

6 契約担当職員等は、重点調査を実施する場合においては、工事成績評定点に関する調査（当該課（事務所）において当該低価格入札の開札日から起算して過去 2 年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況）を行い、資料を作成する。

7 低価格入札について調査審議を行う企業団公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「委員会担当課長」という。）は、重点調査を実施する場合においては、次の各号に掲げる調査を行い、資料を作成する。

(1) 経営状況に関する調査

関係機関への照会により、経営状況を調査する。

(2) 信用状態に関する調査

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等に関して調査する。

(3) その他必要な事項

8 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該調査対象者について、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不相当であると認めて低入札価格調査を終了することができるものとする。

(1) 提出期限までに資料等の提出がない場合

(2) 別記 1「適正な履行確保の基準」に掲げる判断基準のいずれかを満たさない場合

9 契約担当職員等は、低入札価格調査を実施したときは、その結果を低入札価格調査表（審査様式 1）に記載し、工事費内訳書及び第 4 項の資料等を添えて、低価格入札があった工事を所掌する課の長を経由して、委員会担当課長に通知する。ただし、第 9 条第 2 項に該当する場合に低入札価格調査を実施したときは、各地方機関における公正入札調査委員会（以下「地方機関委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「地方機関委員会担当課長」という。）に通知する。

（委員会の審議）

第 8 条 委員会担当課長及び地方機関委員会担当課長（以下「委員会担当課長等」という。）は、前条第 9 項の通知を受けたときは、同通知に添付されている低入札価格調査表、工事費内訳書及び前条第 4 項の資料等その他調査対象者が提出した資料を添えて、委員会及び地方機関委員会（以下「委員会等」という。）の審議に付さなければならない。

2 委員会等は、必要な審議を行い、その結果を低入札価格調査結果表（審査様式 2）により契約担当職員等に通知する。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第 9 条 企業長並びに事務局長又はその委任を受けた職員（以下「企業長等」という。）は、前条第 2 項の規定による審議の結果をしん酌して落札者を決定し、入札執行者に通知する。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には落札者とされなかった理由を併せて通知する。

2 企業団地方機関の長に対する事務委任規則及び企業団事務委任規程の規定に基づいて、調査基準価格未満の入札において地方機関で落札者を決定するものとして企業長等が別に定める場合とは、地方機関において工事を発注するときで、低価格入札者が次のいずれかに該当する場合とする。この場合には、前項の規定に関わらず、入札執行者は、前条第 2 項の規定により表示された結論をしん酌して落札者を決定する。

(1) 設計金額が 3 億円未満の工事において、入札価格が予定価格の 4 分の 3 以上であ

る場合

- (2) 別記1「適正な履行確保の基準」の「1数値的判断基準」の基準を満たさない場合
- 3 入札執行者は、第1項の通知を受けた場合又は第2項の場合、落札者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知する。
- 4 入札者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由又は入札が失格とされた理由の説明を、別紙様式1により、契約担当職員が落札者の通知を行った日の翌日から起算して10日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日（以下、「休日」という）を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。
- 5 契約担当職員は、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、別紙様式2により、回答するものとする。
- ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

#### 第4章 低価格入札者と契約する場合の措置

（低価格入札者と契約する場合の措置）

- 第10条 契約担当職員等は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を実施する。
- (1) 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 執行規則第54条又は第54条の3第1項第4号から第12号までの規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 契約不適合責任期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して4年（設備機器本体等の場合にあつては、2年）以内とする。
- (4) 設計金額5,000万円以上の工事の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることは出来ない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件（直接かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。
- (5) 設計金額5,000万円未満の工事の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができない。
- (6) 第6章「施工体制等の確認」の対象とする。
- (7) 第7章「工事完成後調査」の対象とする。
- 2 契約担当職員等は、重点調査を経た落札者と請負契約を締結するときは、前項に掲げる措置に加えて、次の各号に掲げる追加措置（以下「追加措置」という。）を実施する。

- (1) 前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
- (2) 当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事等に関する入札に参加することを認めない。（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合、この入札参加制限は構成員ごとに措置することとし、第7条第3項第2号の該当要件は構成員ごとに適用して該当する構成員についてのみ他の県発注工事等に関する入札への参加を認めない。）
- (3) 受注者が自ら行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならない。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行う。

また、第三者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

ア 受注者と次のいずれの関係にある者でもないこと

(ア) 受注者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 受注者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条の管財人及び民事再生法（平成11年法律第225号）第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他、受注者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(カ) 当該工事の施工を行う下請業者

イ 企業団の建設工事等入札参加資格の認定において当該工事の入札に参加する者に必要な資格のうち業種と格付けが同じ者、企業団の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者、又は発注者が検査を専門とする団体として認める者

## 第5章 準用規程

（総合評価落札方式の競争入札に準用）

第11条 前条までの規定は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして総合評価方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第1条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
	最低の価格	価格その他の条件が県にとって最も有利な者
第3条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第1号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第2号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第1項	最低の価格をもって申込みをした低価格入札者	価格その他の条件が県にとって最も有利な低価格入札者
	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第8項	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項

- 2 総合評価方式による競争入札については、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

## 第6章 施工体制等の確認

### (下請工事等の発注の原則)

第12条 受注者は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事（以下「対象工事」という。）において、下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、「下請負契約の変更に関する理由書（施工中様式1）」又は「主要資材の購入契約の変更に関する理由書（施工中様式2）」を、あらかじめ発注者に届出しなければならない。

なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

### (下請業者等への支払状況の報告)

第13条 受注者は、対象工事に関する下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を「下請業者等への代金の支払状況の確認に関する資料提出書（施工中様式3）」により、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。

なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

(確認等の実施)

第 14 条 発注者は、対象工事について、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 受注者から提出された施工体制台帳、主要資材購入先名簿等により、下請契約の内容又は主要資材の購入予定の状況が、低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容と概ね相違ないこと。

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び企業団建設工事請負契約約款に適合する支払がなされていること。

2 前項の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関し、さらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することができるものとする。

(不適切な事案に対する措置)

第 15 条 第 14 条の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは第 12 条第 2 項の下請工事等の内容の変更に關する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講じることがある。

(入札参加者への周知)

第 16 条 第 12 条から第 15 条までの規定については、その内容を入札公告及び入札条件等に記載するものとする。

## 第 7 章 工事完成後調査

(資料の作成及び提出)

第 17 条 受注者は、対象工事において、企業団建設工事請負契約約款第 31 条第 2 項又は 6 項に定める検査（以下「完成検査」という。）合格後 2 か月以内に、提出資料一覧表（完成後様式 2）に記載されている様式及び添付資料による工事完成後調査資料を 1 部作成し、第 18 条に規定する労務監査を受けなければならない。

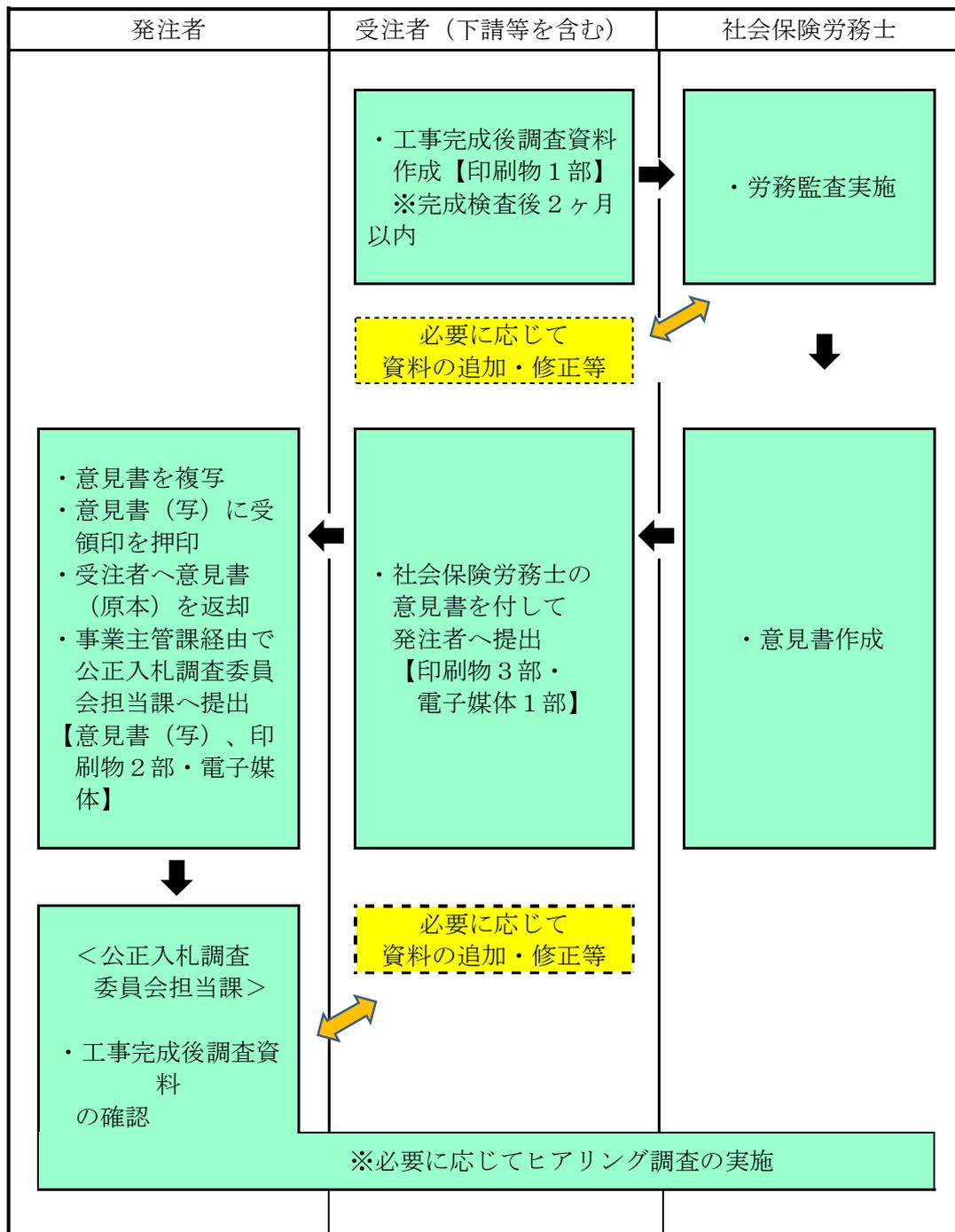
2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書（以下「意見書」という。）を受領し、その意見書（原本）を付して、工事完成後調査資料の印刷物 3 部及び電子媒体 1 部（CD-R での提出を原則とするが、これによりがたい場合は監督員との協議による）を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、受注者から提出された意見書（原本）の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書（原本）を受注者へ返却する。

また、意見書（写し）及び完成後調査資料 2 部及び電子媒体 1 部を技術管理課経由で公正入札調査委員会担当課へ提出する。

4 工事完成後調査の流れは、次のとおりとする。

【工事完成後調査の流れ】



（労務監査）

第18条 受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。

なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

2 社会保険労務士は、次の要件のすべてを満たす者から、受注者が選定するものとする。

- (1) 広島県社会保険労務士会の「低入札価格調査に関する労務監査業務」に登録した者であること。
  - (2) 受注者と雇用関係又は契約関係等の利害関係にない第三者であること。
- 3 受注者は、作成した工事完成後調査資料のほか、別紙1「労務監査時に準備する資料」を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。
- 4 労務監査への出席者は次のとおりとする。

(1) 受注者

現場代理人、主任技術者（監理技術者）、低入札技術者、工事完成後調査資料の作成者、低入札価格調査時出席者、当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、労務監査時に提出書類等の内容について責任を持って回答のできる者とする。

(2) 下請負人等

社会保険労務士の要請など、必要に応じて、主任技術者、当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、労務監査時に責任を持って回答のできる者とする。

（発注者によるヒアリング調査等）

第19条 発注者の判断により、必要に応じてヒアリング調査を実施することとする。

- 2 受注者は、発注者からヒアリング調査を求められた場合、別紙2「ヒアリング調査に準備する資料」を準備し、これに応じなければならない。

また、ヒアリング調査において、発注者から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

なお、ヒアリング調査に要する費用は、ヒアリング調査対象者の負担とする。

- 3 ヒアリング調査への出席者は、第18条第4項に定める労務監査への出席者と同様とする。

（不適切な事案に対する措置等）

第20条 工事完成後調査において、次の事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

- (1) 工事完成後調査資料を提出しなかった場合（資料の追加・修正等を含む。）
- (2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合
- (3) ヒアリング調査に応じなかった場合
- (4) 調査資料（工事費内訳書を含む低入札価格調査資料、工事完成後調査資料）に虚偽の記入等が認められた場合
- (5) 建設業法等、関連法令に違反していることが認められた場合
- (6) 契約違反等が認められた場合
- (7) そのほか、調査に対し、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

2 提出された資料等は、必要に応じ、公正取引委員会、広島県警察本部及び広島労働局等、関係機関に提出する。

3 提出された資料等は、個人情報を除き、公表する場合がある。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に入札の手続に着手していたものについては、なお従前の例による。

3 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。

4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要綱等をこの要綱とみなして適用する。

5 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別紙1 労務監査時に準備する資料

資料区分	資料の名称	備考
労働基準法関係	① 就業規則	
	② 給与規定	
	③ 事業所の人数集計表	雇用形態別・性別の内訳が解るもの
	④ 労働者名簿（社員名簿）	
	⑤ 貸金台帳（直近1年分）	
	⑥ 出勤簿（タイムカード）	
	⑦ 勤務シフト表	
	⑧ 労働条件通知書（労働契約書）	
	⑨ 36協定控	時間外・休日労働に関する協定届
	⑩ 1年単位の変形労働時間制協定控	
	⑪ その他、協定届等	
	⑫ 貸金控除協定書	
保険関係	① 社会保険届出控	
	② 雇用保険届出控	
	③ 労働保険料申告書控	
	④ 労働保険一括有期事業関係控	
その他	① 源泉所得税納付書	
	② 会社の組織図	
	③ 施工体制台帳	
	④ 社会保険労務士が必要と認める資料	

別紙2 ヒアリング時に準備する資料

資料区分	資料の名称	摘要	受注者	下請
共通事項	① 工事完成後調査資料	発注者に提出した資料	○	
	② ①の調査票を作成した根拠となる資料一式	比較表及び調査票記入時に集計又は仕分けをした資料で根拠が説明できるもの	○	○
		施工体制台帳及び下請契約書・請書の原本 【施工体制台帳は全ての下請契約について契約書・請書が添付されているもの】	○	
	③ 施工計画書	土木工事共通仕様書に基づいて作成したもの	○	
④ 工事日報（作成している場合）	作業内容、労務者数、材料入荷等の記録が確認できるもの	○		
直接工事費	① 工事打合せ簿等	工事の実施内容がわかるもの	○	
	② 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳	作業員の人数、作業内容、支払いの根拠がわかるもの	○	○
	③ 材料支払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書	主要材料の支払いの根拠がわかるもの	○	○
	④ 機械器具等損料の請求書、領収書	主要機械器具等の支払いの根拠がわかるもの	○	○
共通仮設費	① 交通誘導員・安全施設の請求書、領収書	安全管理費及び、交通誘導員等の支払い実績がわかるもの	○	○
	② イメージアップの請求書、領収書	イメージアップ費の支払い実績がわかるもの	○	
	③ 技術管理費の実施記録、写真、請求書、領収書	技術管理費の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	
現場管理費	① 安全訓練等の実施記録、写真、請求書、領収書	安全訓練等の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	
	② 現場組織図(表)、社員等の給料明細書、賃金台帳、(源泉徴収票)	社員等従業員給料手当の勤務実績、給与等の支給根拠がわかるもの	○	○
	③ 各種保険料領収書、建退共証紙の写し	法定福利費の支払いの根拠がわかるもの	○	
建設副産物	① 搬出伝票、マニフェスト、建設廃棄物処理委託契約書	建設副産物処理の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	